

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正	
担当部局	（主管課） 研究開発局原子力計画課 （関係課） -	電話番号：03 - 5253 - 41111（内線4556）
評価実施時期	平成19年11月7日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>「原子力損害の賠償に関する法律」においては、原子力損害が万が一発生にした場合に迅速に被害者を救済するため、原子力事業者に対しあらかじめ損害賠償措置を講じることを規定している。今般、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正され、廃棄物埋設の事業の対象が拡大されたことに伴い、原子力損害賠償制度の趣旨を担保するため、廃棄物埋設に係る損害賠償措置についても所要の変更を行う必要がある。</p> <p>具体的には、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の廃棄物埋設事業者が講じるべき賠償措置額を、120億円として設定するとともに、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）以外の廃棄物埋設事業者が講じるべき賠償措置額は原子力損害の賠償に関する法律施行令改正後においても、20億円とする。</p> <p>これにより、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の廃棄物埋設の事業を含め、原子力事業者が行う種々の業種について、その内容に応じた適切な賠償措置を講じる義務を原子力事業者に課すこととなり、万が一原子力損害が発生した場合の賠償履行を適切に担保し、もって原子力分野の利用の円滑な推進に資することとなる。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	原子力損害の賠償に関する法律施行令第1条第5号（原子炉の運転等）、第2条（賠償措置額）	
想定される代替案	原子力事業者が行う廃棄物埋設の事業に係る賠償措置に関する現行の規定を変更しないこと。	
規制の費用	費用の要素	
（遵守費用）	<p>高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の廃棄物埋設を行う原子力事業者が負担する費用は以下の2つ。</p> <p>原子力事業者が政府と締結する原子力損害賠償補償契約に係る経費 原子力事業者が民間保険事業者との間で締結する原子力損害賠償責任保険契約に係る経費</p> <p>当該廃棄物埋設を行う事業所1ヶ所あたりの費用に関し、 については、120億（賠償措置額）×5/10000（年間料率）=600万（年額600万円） については、当該契約が民間契約であることから、正確に算出することは困難。</p> <p>また、これらに加え、当該廃棄物埋設を行う原子力事業者は、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の輸送の都度、輸送に係る原子力損害賠償補償契約及び原子力損害賠償責任保険契約を締結する必要がある。</p> <p>したがって、原子力損害賠償責任保険契約に係る経費を年額で「<input type="text"/>」、輸送に関する原子力損害賠償補償契約及び原子力損害賠償責任保険契約に係る経費を年額で「<input type="text"/>」とすると、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の廃棄物埋設を行う原子力事業者の負担は、600万+<input type="text"/>+<input type="text"/>となる。</p>	
（行政費用）	<p>原子力損害賠償に係る一般的な事務手続等に要する費用。</p> <p>また、当面高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の廃棄物埋設を行う事業所の数が増えることは想定されないため、これに係る事務手続きのための追加的行政費用はほとんど生じないものと考えられる。</p>	
（社会的費用）	今回の政令改正は、廃棄物埋設を行う原子力事業者が講ずべき賠償措置額の改定であり、社会に新たなコストを生じさせるものではない。	
規制の便益	便益の要素	
	<p>・社会便益 万が一原子力損害が発生した場合に、被害者の権利を保護するとともに、迅速に被害者を救済することが可能となる。</p> <p>・直接便益 万が一原子力損害が発生した場合に、当該事業者の財政的なりiskを軽減し、事業の円滑な推進に資する。</p>	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	今回の原子力損害の賠償に関する法律施行令に改正による、廃棄物埋設を行う原子力事業者が講ずべき賠償措置額の改定は適切である。	
有識者の見解その他関連事項	平成19年11月1日～5日に文部科学省政策評価に関する有識者会議委員に意見照会を実施。 評価結果は概ね妥当との見解。	
レビューを行う時期又は条件	10年毎に検討。	
備考	平成19年12月を目途に公布予定。	